

教育・保育提供区域設定考え方及び「審議」の論点

1 教育・保育提供区域の趣旨について

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（13事業）において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

⇒ 教育・保育や地域の子育て支援について、設定した「教育・保育提供区域」ごとに、計画において、需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」の両者のバランスを見ていくことになる。

【計画のイメージ】

1 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「確保方策」について

〇〇区域	1年目			2年目			5年間の計画を記載する
	教育標準 時間認定 (1号認定)	満3歳以上・保育 認定(2号認定)	満3歳未満・保育 認定(3号認定)	教育標準 時間認定 (1号認定)	満3歳以上・保育 認定(2号認定)	満3歳未満・保育 認定(3号認定)	
①量の見込み (必要利用定員総数)	100人	100人	100人	100人	100人	100人	
②確保の内容							
幼稚園、保育所、認定こども園(教育・保育施設)	100人	100人	80人	100人	100人	80人	
地域型保育事業			0人			0人	
②-①	0人	0人	▲20人	0人	0人	▲20人	

2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」について

〇〇区域	1年目	2年目	3年目	5年間の計画を記載する
①量の見込み	100人	100人	100人	
②確保の内容	100人	100人	100人	
②-①	0人	0人	0人	

- ◆ 「教育・保育提供区域」の設定にあたっては、
 - ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件
 - ・ 現在の教育・保育等の利用状況
 - ・ 教育・保育を提供するための施設の整備の状況

その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位（42）、中学校区域単位（21）、行政区単位等（5）、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

- ◆ なお、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用等の実態が異なる場合には、その実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに区域設定することができます。

【参考】 区域の設定範囲の広さに関するメリット・デメリット

	メリット	デメリット
区域の設定範囲が狭いケース （細かく区域設定した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内において、需要バランスが取れるように、多数の施設・事業を整備する必要があり、一時的な需要の増減に左右されやすい。 ⇒ 区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要性がある。
区域の設定範囲が広いケース （大括りに区域設定した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用状況に応じた検討が可能。 ・ 一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内にバランスよく施設を配置し、利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。

2 区域設定にあたっての留意事項

- ◆ 区域設定をしたとしても、その区域内での利用を義務付けるものではありません。あくまで計画において、需給バランスを確認し、施設整備等の判断を行う地域単位として、区域を設定します。
- ◆ 町田市が実施したニーズ調査は、町田市を1区域とし、調査を行っているため、「量の見込み（供給量）」は、町田市全域を対象に算出しています。よって、区域設定を行ってから、再度区域ごとに、「量の見込み（供給量）」を算出することになります。

【参考】認定区分について

- ◆ 新制度では、給付対象施設を利用する場合には、あらかじめ町田市から支給認定を受ける必要があります。認定区分は、年齢や保育の必要性によって、3 区分に分けられています。

- 教育標準時間認定【1号認定】：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）

※現在幼稚園に通っている方を想定

- 満3歳以上・保育認定（2号認定）：満3歳以上で保育の必要性有りの認定

- 満3歳未満・保育認定（3号認定）：満3歳未満で保育の必要性有りの認定

※現在保育園に通っている方を想定

- ◆ 満3歳以上・保育認定（2号認定）、満3歳未満・保育認定（3号認定）については、保護者の就労状況等を勘案して、保育の必要性を認定します。

- ◆ 各認定区分に対応可能な施設・事業類型は、次のとおりです。

施設・事業類型		満3歳以上		満3歳未満
		1号認定	2号認定	3号認定
施設 型 給 付	幼稚園	○	—（※）	—
	保育園	—	○	○
	認定こども園	○	○	○
地 域 型 保 育 給 付	小規模保育	—	—	○
	家庭的保育	—	—	○
	居宅訪問型保育	—	—	○
	事業所内保育	—	—	○

※ 市町村が必要と認める場合には、特例施設型給付等により、例外的に利用することが可能

3 「審議」の論点

- ① 事業計画に記載する町田市の「教育・保育提供区域」をどのような（いくつ）に設定するか。
- ② 区域設定は、事業量の調整単位として適切か。
 - 区域内の児童数や面積は適切な規模か。

- ・ 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か。
- ・ 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか。
- ③ 区域設定は、事業の利用実態を反映しているか。
 - ・ 保護者の移動状況を踏まえているか。
 - ・ 設定した区域内で事業の斡旋が可能か。
 - ・ 現在の事業の考え方とマッチしているか。
- ④ 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需要調整に係る区域であり、小学校の通学区域とは異なる。区域外への通園ができないわけでない。

4 町田市の子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育提供区域」の案

町田市における教育・保育提供区域は、「堺地域」・「忠生地域」・「町田地域」・「鶴川地域」・「南地域」の5区域とし、事業計画上の量の見込み（供給量）を算出、確保の方策（供給量）を考えることを提案する。

また、5地域を教育・保育提供区域の基本とし、さらなる需要分析を行っていくこととする。